

高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内表示 システム設置業務仕様書

本仕様書は、高松市牟礼総合センター外5総合センターにおける広告付窓口案内表示システム（以下「システム」という。）設置業務（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定める。

1 本業務の目的

現在、高松市（以下「本市」という。）に開設している、総合センターの窓口事務（受付）を効率的・効果的に行うため、システムを設置することで、混雑や待ち状況等の見える化を図り、窓口サービスの向上に努めるものとする。

また、「広告表示モニター」を設置し、民間事業者等の広告を放映することにより、地域経済の活性化や広告収入による自主財源の確保を図る。

2 本業務の内容

- (1) システムの設置、保守管理、契約期間満了後の撤去及び原状回復等
- (2) 本市において事業を行う民間事業者等の広告主の募集
- (3) 広告の作成・放映
- (4) 放映する広告内容に係る対応
- (5) 職員に対するシステムの操作研修及び機器調整の実施
- (6) その他本業務の実施に関し、本市が必要と認める業務

3 設置場所

- (1) 高松市牟礼町牟礼302番地1 地内
牟礼総合センター 1階
- (2) 高松市川島本町191番地10 地内
山田総合センター 1階
- (3) 高松市仏生山町甲218番地1 地内
仏生山総合センター 1階
- (4) 高松市香川町川東上1865番地13 地内
香川総合センター 2階
- (5) 高松市香西南町476番地1 地内
勝賀総合センター 1階
- (6) 高松市国分寺町新居1298番地 地内
国分寺総合センター 1階

設置場所の詳細は設置者選定後、協議を行った上で、本市が指示する。

4 システム運用開始日

令和8年4月1日

なお、設置者は、システムの運用開始日前に市職員への操作研修及び機器調整を実施すること。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、本市と設置者のいずれかから契約期間満了日の3か月前までに書面による申出がない場合は、本契約と同様の条件で、引き続き契約期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、更新を含めて有効期間は令和13年3月31日を超えることはできないものとする。

また、契約締結日から令和8年3月31日までを履行に際しての準備期間とする。

6 稼働時間

総合センター開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、臨時開庁等に伴い、変更対応できるものとする。

7 システムの構成

各総合センターにおいて、下表のとおりシステム機器等を設置すること。

なお、下表に示す機器の台数は、本市の設置希望台数を示したものであり、詳細については、協議の上、決定するものとする。

総合センター名	牟礼	山田	仏生山	香川	勝賀	国分寺
(1)受付番号札発券機	1台	1台	1台	1台	1台	1台
(2)呼出操作機	3台	4台	3台	3台	3台	4台
(3)受付番号案内表示モニター	1台	2台	3台	2台	1台	1台
(4)職員向け表示モニター	2台	2台	2台	2台	2台	2台
(5)広告表示モニター	※	※	※	※	※	※

※ 広告表示は、大型モニター（43 インチ以上）の設置を想定しているが、各総合センターにおいては、設置スペースが異なることに加えて、広告主となる企業の地域性や参入意欲などが異なる状況が想定されることから、いずれかの総合センターに集約して一括して広告表示を行う提案も可とする。

8 システムの仕様等

(1) 受付番号札発券機

- ア 表示部は、タッチパネル式とする。
- イ 1 台 1 画面で 5 業務以上の受付をできるものとし、設置後も本市が容易に表示内容を変更できること。
- ウ 業務ボタンの名称を多言語に切替できること。
- エ 番号札に受付番号、発券年月日、発券時間、業務名、二次元コード、総合センター名が印刷できること。
- オ 番号券は、1 つの呼出番号につき必要に応じて 2 枚発券できること。
- カ 各業務別の待ち人数を常時表示できること。
- キ 各業務別の受付件数や待ち時間等を 30 分毎に集計し、日集計表、週集計表、月集計表を出力できること。
- ク あらかじめ指定されている時刻になると、自動で受付停止となる設定が可能であること。
- ケ 床置きの場合は、転倒防止策を講じること。
- コ 床置きにしない場合は、PC やルーター等を収納できる扉付きラック等を設置すること。
- サ 設置位置、規格等、その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

(2) 呼出操作機

- ア 職員が受付可能の意思表示を行うことで、番号札の業務別受付番号順に自動で「受付番号案内表示モニター」に受付番号表示及び音声案内することができるとともに、番号札の受付状態を把握(未処理受付番号、再呼出、任意番号呼出)でき、「受付番号案内表示モニター」及び「呼出番号表示機」に番号表示又は取消しができるものとする。
- イ 「呼出操作機」は窓口カウンター上に設置可能な小型で場所を取らないものとする。
- ウ その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

(3) 受付番号案内表示モニター

- ア 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

- イ 呼出音声が来庁者に明瞭に聞こえるように、スピーカー等を有効に配置すること。
 - ウ 職員が呼出操作機を操作することにより、モニターに任意の番号を表示させて呼び出せる機能及び音量調節機能があること。
 - エ 呼出に応じて、呼出された番号及び窓口番号が分かりやすいように表示されること。
 - オ 不在者の呼出番号を一覧表示できること。
 - カ モニターの取付は、来庁者に配慮した角度や見え方等、最終調整をすること。また、設置の際は安全性に配慮し、機器が設置箇所に確実に固定されるよう適当な措置を講じること。
 - キ その他詳細については、協議の上、決定するものとする。
- (4) 職員向け表示モニター
- ア 受付番号案内表示モニターに表示される待ち状況等を職員が認識できるものであること。
 - イ 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。
 - ウ 不在者の呼出番号を一覧表示できること。
 - エ モニターの取付けは、職員が認識しやすい角度や見え方等、最終調整をすること。
また、設置の際は安全性に配慮し、機器が設置箇所に確実に固定されるよう適当な措置を講じること。
 - オ その他詳細については、協議の上、決定するものとする。
- (5) 広告表示モニター
- ア 大きさは43インチ以上の薄型とする。
 - イ 映像の放映は、タイマーその他の機能により自動制御すること。
 - ウ モニターの取付は、来庁者に配慮した角度や見え方等、最終調整をすること。
また、設置の際は安全性に配慮し、機器が設置箇所に確実に固定されるよう適当な措置を講じること。
 - エ その他詳細については、協議の上、決定するものとする。
- (6) その他留意事項
- ア 上記、8(1)から(5)までの機器のほか、システム運用に必要な機器を漏れなく設置すること。
 - イ 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。
 - ウ 機器等の設置に当たっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。また、機器等の転倒防止、落下防止等、来庁者や職員の安全対策を十分に施すこと。特に天井等に機器を設置す

る場合は事前に現地で調査の上、既存の設備・配線等を把握し、落下等がないよう、適切に設置すること。

なお、補強工事が必要な場合は、その費用は設置者の負担とする。補強の方法は本市と設置者との協議により決定し、庁舎本体に負担のかからない方法で行うものとする。

※ 当該設置者の負担する工事費には必要最小限の電気工事・計量機器（子メーター）の設置工事に要する経費を含む。

エ 万一の転倒、落下等に備え、賠償保険等に参加するなどにより、身体や財産に損害を及ぼした場合は、設置者の責任において補償すること。

オ 設置工事に当たっては、本市の担当部署と協議を行い進めること。また保守管理、契約期間満了後の撤去等についても同様とする。

カ システムの設置・運用に関しては、現在履行している設置者との連携を遺漏なく行うとともに、機器の入替が生じる場合等においても、円滑に業務の引継ぎが行われるよう特に留意すること。

キ 各総合センター及び市民課の待合状況がホームページ上にまとめて表示され、パソコン・スマートフォン等により確認できるシステムを導入すること。

また、順番が近づいた時にメールでお知らせが受け取れるような申込機能と自動でメール送信等のお知らせができる機能を導入すること。

ク その他詳細については、協議の上、決定するものとする。

9 民間事業者等の広告

- (1) 設置者は、広告主の募集、選定、広告の作成、放映、広告主との調整等、民間事業者等の広告に係る一切の業務を行うこと。
- (2) 設置者は、原則として、本店若しくは本社又は支店等が市内に所在する民間事業者等の広告を放映するよう努めること。
- (3) 広告の放送で音声を発する場合は、通常業務に支障のないことを条件とする。
- (4) 広告の放映時間は、総合センター開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 広告表示モニターに放映することができる広告は、高松市広告掲載要綱に定めるところに従うものとする。
- (6) 放映している広告に関する一切の責任は広告掲載者が有するものであることを記載すること。

- (7) 設置者は、広告主及び広告の内容が各総合センターで放映する広告としてふさわしくないと本市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を本市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、設置者の責任と負担において対応すること。
- (8) 広告表示モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、設置者の責任と負担において対応すること。
- (9) 設置者は、来庁者等からの問い合わせに対応するための手立てを確立すること。
- (10) 選定された設置者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の了承を得た場合はこの限りでない。

10 行政広報情報等の作成及び放映

本システムで放映する行政広報情報等は、本市が提供する行政広報情報等の情報をもとに、設置者が本市の委託を受けて(データ変換等を含む。)作成すること。

この場合に要する費用は設置者の負担とする。

11 保守管理等

- (1) 設置者は、システムの円滑運営に資するため、定期的な点検等を行うこと。
- (2) 開庁時の緊急時における対応が速やかに実施できる体制を構築すること。
- (3) 故障発生時に備え、十分な保守部品、保守要員を確保すること。
- (4) 設置者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うこと。
また、市からの問合せには速やかに対応できる体制を構築すること。
- (5) 設置者は、システムの操作マニュアルを6部作成し、市へ提出すること。
- (6) 広告付窓口案内表示システムの設置に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

1 2 収支状況の報告等

設置者は、毎年1回、決算終了後速やかに、前決算年度における本業務の履行状況及び収支状況等を、関係書類を添えて市に報告すること。

1 3 費用負担

- (1) システムの設置（設置場所の変更含む。）及び撤去費、発券機に係る消耗品費等の一切の費用は設置者の負担とする。なお、契約期間満了後は原状回復するものとする。
- (2) 設置後の保守（定期点検、故障発生時等の緊急対応含む）費用は、設置者の負担とする。
- (3) 民間広告の制作等に係る一切の費用は、設置者の負担とする。
- (4) 設置者は、広告表示モニターの設置に当たっては、本市と協議の上、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年条例第20号）及び行政財産目的外使用許可に関する取扱基準に基づき算出した金額を市に納入すること。
- (5) 設置者は、電気使用料として、本市が広告表示モニターの消費電力等に応じ算出した額を市に納入すること。ただし、広告表示モニター以外の機器に係る電気使用料はこの限りではない。
なお、本市が設置場所の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるときは、設置者は指定管理者に電気使用料を納入するものとする。

1 4 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、設置者と本市が協議の上、決定することとする。